

## 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の 役員の報酬等及び職員の給与の水準公表について

### 趣 旨

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成 19 年 10 月 30 日閣議決定）に基づき、国立大学法人（86 法人）及び大学共同利用機関法人（4 法人）の役員の報酬等及び職員の給与水準を公表。

○「公務員の給与改定に関する取扱いについて」  
（平成 19 年 10 月 30 日閣議決定）  
独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。

※ 独立行政法人：総務省設置法第 4 条第 13 号に規定する独立行政法人をいい、国立大学法人、大学共同利用機関法人を含む。

### 公表の時期、方法等について

- 1 各国立大学法人及び大学共同利用機関法人は、役員の報酬等及び職員の給与水準を、財務諸表等の提出時期に公表。
- 2 文部科学省は、これらを整理の上、独立行政法人について総務省が一括整理して公表する時期に合わせて、すべての国立大学法人及び大学共同利用機関法人の役員の報酬等及び職員の給与水準をとりまとめ公表。

公表内容

1 役員の報酬等について

(1) 基本方針に関する事項

ア 役員報酬への業績反映の方法

イ 役員報酬の改定状況

(2) 役員の報酬及び退職金の支給状況に関する事項

ア 役員各人ごとの報酬（諸手当及び賞与を含む。）の支給状況（年間）

イ 退職した役員各人ごとの退職手当の支給状況とその考え方

2 職員給与について

(1) 職員の給与費の管理等の基本方針に関する事項

ア 人件費管理等についての考え方

イ 職員の給与水準決定についての考え方

ウ 職員給与の改定状況

(2) 職員給与の支給状況等に関する事項

ア 職員の雇用形態別及び職種別の給与の支給状況（年間）

イ 年齢別の年間給与の分布状況

ウ 職級別在職状況

エ 賞与の支給状況

オ 給与水準の国家公務員及び他の国立大学法人等との比較指標

（法人基準年齢階層ラスパイレス指数）

注：オにおける比較対象職種

事務・技術職員・・・行政職（一）

医療職員（病院看護師）・・・医療職（三）

（教育職員（大学教員）・・・旧教育職（一））

※教育職員（大学教員）は、法人化直前（平成15年度）の国の教育職（一）と比較。

3 総人件費の状況

4 1、2及び3に関連して文部科学大臣及び各法人が必要と認める事項

## 国立大学法人等の役職員の給与等の水準について

- 毎年度、文部科学省は、「国立大学法人等の役職員の給与等の水準」をとりまとめ、役職員の給与等の水準や支給状況について公表。
- 「国立大学法人等の役職員の給与等の水準」については、国立大学法人等の評価等に際して有効に活用し、一層厳格な評価を行うよう、総務省から要請されているところ。
- 役職員の適正な人件費水準を維持していくことは、法人化後の国立大学にとって重要な課題であり、国立大学法人評価委員会において今後とも注視していくべきである。このため、「国立大学法人等の役職員の給与等の水準」に基づいて、次のような調査分析を行い、国立大学法人評価委員会として国立大学法人等の役職員の給与等の状況を確認する。
  - ① 各法人の給与等の水準について、経年比較または同規模・同性格の大学間の比較を行い、大幅な上昇または他大学と比して大きな乖離が見られる大学については、個別に分析を行う。
  - ② 上記の調査分析により得られた情報については、国立大学法人等の年度評価においても参考資料とし、必要に応じて、国立大学法人等の年度評価においても取り上げる。

### (参考)

国立大学法人等の役員の報酬及び退職手当については、国立大学法人法第35条により準用される独立行政法人通則法第53条に基づき、国立大学法人等がそれらの支給の基準を制定又は変更する際に、その基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、国立大学法人評価委員会（業務及び財務等審議専門部会）において審議を行っている。